

りそなデビットカード キャッシュレス・消費者還元事業特約

1. (目的)

「りそなデビットカード キャッシュレス・消費者還元事業特約」(以下、「本特約」)はりそなデビットカード会員(以下、「会員」)が「キャッシュレス・消費者還元事業」において株式会社埼玉りそな銀行(以下、「当社」)よりポイント還元を受けるための遵守事項を定めるものです。会員は、「りそなVisaデビットカード規定」のほか、本特約に従うものとします。

2. (ポイント還元の停止・取消し等)

当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、当該会員について、判明した時点以降のポイントの還元を停止します。また、当社は、当該会員に対し、以後の本サービスの利用を停止し、又は会員としての登録を取り消すことができるものとします。本項の場合、当社は、当該会員に対し、既に付与したポイントを取り消すことができるほか、国、補助金事務局又は各登録決済事業者に生じた損失額に相当する金額を請求することができます。

(1) 会員に帰責する以下の不当な取引が発生した場合

- ① 他人のりそなデビットカードを用いて取引を行った結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、Visaデビットカード取引を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ④ 本事業の対象でないVisaデビットカード取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
 - ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引
- (2) 不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を当社が受けた場合

3. (本特約の変更等)

本件規約の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本件規約の変更が、本件規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本件規約を変更することができるものとし、当社ホームページ等に掲示することにより会員に変更内容を通知するものとします。

4. (規定および既定の準用)

本特約に特段の定めがない事項のうち、キャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード規定（個人用）」および「生体認証 IC キャッシュカードにかかる特約」を、Visa デビット機能については「りそな Visa デビットカード規定」をそれぞれ準用するものとします。

以上
(2019年10月1日現在)